

葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行に伴う、国や都の行動計画の策定を踏まえ、区における新型インフルエンザ等の発生に対する危機管理の規範とすべく、本区における新型インフルエンザ等対策の行動計画を策定した。

【対策の目的】

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- 2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

【行動計画の基本的考え方】

- 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に、様々な状況で対応できる対策の選択肢を示す。
- 国、都、区、区民、事業者、医療機関等の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策を連携して取り組む。
- 社会状況、医療体制等を考慮し、各種対策を総合的・効果的に組み合わせたバランスの取れた対策を行う。

被害想定		東京都	葛飾区
流行予測による健康被害数	患者	3,785,000人	135,000人
	外来受診者	3,785,000人	135,000人
	入院患者	291,200人	9,900人
	死亡者	14,100人	480人
流行予測によるピーク時の健康被害数(1日当り)	新規外来患者	49,300人	1,680人
	最大患者	373,200人	12,690人
	新規入院患者	3,800人	130人

- ・被害想定は、都に準じて全人口の30%が罹患するものとする
- ・罹患した患者が全て医療機関を受診するものとする

発生段階		状態	
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期		国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
都内感染期	医療体制	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
	第1ステージ		流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
	第2ステージ		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
第3ステージ			
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

発生段階に応じた 主な対策



実施体制		減災対策推進委員会 訓練の実施等	●政府対策本部設置 ●都対策本部設置 区対策本部設置	緊急事態宣言	政府、都対策本部 廃止 区対策本部廃止
1 サーベイランス・情報収集	サーベイランス体制を構築し、情報の収集・分析を実施	通常のサーベイランス	サーベイランス強化 ・患者等の全数把握 ・集団施設での探知強化	→	サーベイランス変更 ・全数把握の中止 ・重症化の傾向把握
2 情報提供・共有	平時からの普及啓発、区民、事業者、関係機関等への迅速な情報提供	情報提供体制の構築 対策の普及啓発	多様な媒体を用い、対策等に関する積極的な情報提供 ・発生状況、感染予防策、相談体制等 ・催物等の制限要請など、感染拡大防止策の事前周知		第一波終息の周知 第二波に備えた体制の見直し、再整備
3 区民相談	新型インフルエンザ相談センターの設置	全庁的な相談体制の構築	新型インフルエンザ相談センターでの健康相談、医療機関案内	相談体制の強化	相談窓口体制の縮小
4 感染拡大防止	個人や事業者への感染拡大防止策の協力依頼	対策の普及啓発	マスク着用、手洗い等の感染拡大防止策の徹底の呼びかけ	不要不急の外出自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の要請について周知 区施設の使用制限、区事業の制限、学校等の臨時休業等	感染拡大防止策の解除
5 予防接種	住民接種の実施 特定接種への協力	接種体制の構築	住民接種の準備 住民接種の実施と周知	→	第二波に備えた接種の勧奨
6 医療	医療提供体制の確保、整備	医療体制整備	患者の初期トリアージ 感染症診療協力医療機関への受診の誘導	一般入院医療機関への受入れ	平常の医療サービス
7 区民生活及び経済活動の確保	食料・生活必需品の安定供給の確保、要援護者等への支援	要援護者の把握	食料・生活必需品の安定供給、要援護者への支援等についての準備を依頼	価格の高騰、買占め、売り惜しみ防止の呼びかけ等	平常の区民生活への回復